

[別紙1]

随意契約理由書

神戸市

件名	東クリーンセンター特別高圧受変電設備点検整備業務
契約の相手方	富士電機㈱
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当
<p>随意契約の理由</p> <p>本業務は、東クリーンセンターの電気工作物である特別高圧受変電及び送電設備（受電 77,000V、送電 22,000V）を、電気事業法に定める保安規定に基づき年次点検を行うものである。点検には本設備の設計・製造・施工会社である富士電機㈱しか所有していない、本設備の性能・構成部品に関する技術的な情報、専門的なメンテナンスの方法、本設備のこれまでの整備・改造履歴等の情報が必要となる。</p> <p>したがって上記業者でしか履行できないため、随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	環境局事業部東クリーンセンター（電話番号 078-452-4100）